

し、同条第三項中「第一項の審査請求及び前二項」を「第一項及び第二項の審査請求並びに第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「審査請求をした日」を「第一項に規定する審査請求をした日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる者による被保険者の資格又は保険給付に関する処分に不服がある者は、当該各号に定める者に対して審査請求をすることができる。

- 一 第二条の五第一項第二号に定める者 国家公務員共済組合法に規定する国家公務員共済組合審査会
- 二 第二条の五第一項第三号に定める者 地方公務員等共済組合法に規定する地方公務員共済組合審査会

三 第二条の五第一項第四号に定める者 私立学校教職員共済法に規定する日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会

第九十条に次の二項を加える。

6 第二項、第四項及び前項に定めるもののほか、第二項に規定する処分についての審査請求については、共済各法の定めるところによる。

第九十一条中「保険料」を「厚生労働大臣による保険料」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前条第二項第一号及び第二号に掲げる者による保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分に不服がある者は、当該各号に定める者に対して審査請求をすることができる。

3 前条第二項第三号に掲げる者による保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は督促若しくは国税滞納処分の例による処分に不服がある者は、同号に定める者に対して審査請求をすることができる。

4 前二項に定めるもののほか、前二項の規定による審査請求については、共済各法の定めるところによる。

第九十一条の二中「前二条」を「第九十条第一項及び前条第一項に規定する処分についての前二条」に改める。

第九十一条の三中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改める。

第九十五条及び第九十六条第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条に次の二項を加える。

3 実施機関（厚生労働大臣を除く。）についての第一項の規定の適用については、同項中「命じ、又は

当該職員をしてこれらの事項に關し受給権者に質問させる」とあるのは、「求める」とし、前項の規定は、適用しない。

第九十七条第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条に次の二項を加える。

3 実施機関（厚生労働大臣を除く。）についての第一項の規定の適用については、同項中「命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させる」とあるのは、「求める」とし、前項の規定は、適用しない。

第九十八条に次の二項を加える。

5 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者、これらの者に係る事業主及び第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づく保険給付の受給権者については、前各項の規定は、適用しない。

第九十九条に次の二項を加える。

2 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者に係る事業主については、前項の規定は、適用しない。

第一百条に次の二項を加える。

- 4 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者及びこれらの者に係る事業主については、前三項の規定は、適用しない。

第一百条の二第二項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「他の被用者年金各法による年金たる給付又はその」を「国民年金法による年金たる給付又は受給権者の」に、「国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等又は第四十六条第七項に規定する政令で定める」を「これらの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、「官公署」の下に「（実施機関を除く。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

実施機関は、相互に、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項、受給権者に対する保険給付の支給状況その他実施機関の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第一百条の二に次の二項を加える。

- 4 実施機関は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、衆議院議長、参議院議長又は地方公務員等共済組合法第一百五十二条第一項に規定する地方議会議員共済会に対し、必要な資

料の提供を求めることができる。

第一百条の三第一項中「年金保険者たる共済組合等（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）」を「実施機関（厚生労働大臣を除く。以下この条において同じ。）」に、「当該年金保険者たる共済組合等」を「当該実施機関」に、「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に改め、同条第二項中「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に、「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（実施機関相互間の連絡調整）

第一百条の三の二 実施機関は、被保険者等の利便の向上に資するため、政令で定めるところにより、他の実施機関の処理する事務の一部を行うものとする。

2 前項の場合において、実施機関相互間の連絡及び調整に關し必要な事項は、主務省令で定める。

（主務大臣等）

第一百条の三の三 第四章の二及び第三項における主務大臣は、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣とする。

2 この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣又は地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十九第一項の規定による主務大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めるとおりとする。

一 第七十九条の八第一項及び第二項の主務省令 所管大臣の発する命令

二 第七十九条の九第一項の主務省令 厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣の発する命令

3 所管大臣は、前項第一号に掲げる主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議するものとする。

(国家公務員法及び地方公務員法との関係)

第一百条の三の四 厚生年金保険は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する国家公務員又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条に規定する一般職に属する地方公務員については、それぞれ国家公務員法第二百七条に規定する年金制度又は地方公務員法第四十三条に規定する共済制度の一部とする。

第一百条の四第一項第六号中「第二十四条の三第一項」を「第二十四条の四第一項」に、「第二十四条の三第二項」を「第二十四条の四第二項」に改め、同項第十一号中「（第五十四条の二第二項及び第六十四条の二第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第二十号を次のように改める。

二十 削除

第一百条の四第一項第二十七号中「第八十一条の二」を「第八十一条の二第一項」に改め、同項第三十三号中「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改め、同項第三十五号中「第九十八条（同条第四項）」を「第九十八条第一項から第四項まで（同項）」に、「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改め、同項第三十六号中「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改め、同項第三十七号中「第一百条の二」を「第一百条の二第二項から第四項まで」に改め、同項中第四十二号を第四十三号とし、第四十一号を第四十二号とし、第四十号を第四十一号とし、第三十九号の次に次の一号を加える。

四十 附則第七条の二第一項及び第二項の規定による確認

第一百条の八第二項中「第七十七条第一号」を「第七十七条第一項第一号」に改め、「第九十六条」及び

「第九十七条」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

第一百条の十第一項第四号、第五号及び第八号中「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改め、同項第十号中「同項第四十号」を「同項第四十一号」に改め、同項第十三号中「同条第三項」を「並びに同条第三項」に改め、「並びに第五十四条の二第一項」を削り、同項第十六号中「及び第六十九条」を削り、同項第十八号中「第六十四条の二第一項、第六十四条の三第一項」を「第六十四条の二」に改め、同項第二十号中「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改め、同項第二十三号中「第七十七条」を「第七十七条第一項」に改め、同項二十四号中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改め、同項第二十九号中「第八十一条の二」を「第八十一条の二第一項」に改め、同項第三十二号中「次号」を「第三十三号」に改め、同号の後に次の一号を加える。

三十二の二 第百条の二第一項の規定による情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。）

第一百条の十第一項第三十七号中「第一百条の四第一項第四十一号」を「第一百条の四第一項第四十二号」に改める。

第一百条中「厚生労働省令」の下に「又は主務省令」を加える。

第一百四条の二を第一百四条の三とし、第一百四条の次に次の二条を加える。

第一百四条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした管理運用主体の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七十九条の五第三項、第七十九条の六第五項又は第七十九条の八第一項の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

二 第七十九条の五第四項の規定による主務大臣の命令又は第七十九条の六第七項若しくは第七十九条の七の規定による所管大臣の命令に違反したとき。

三 第七十九条の六第四項の規定により承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

第一百七条中「被保険者」の下に「（第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者に限る。以下この章において同じ。）」を加える。

第一百二十四条中「若しくは共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者となつたとき、又は第五号」を「又は第五号若しくは第六号」に改め、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加え

る。

五 第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者となつたとき。

第一百三十二条第二項中「附則第十七条の四第八項」を「附則第十七条の四第十一項」に改める。

第一百三十三条中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者」に改める。

第一百三十三条の二第二項中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この条において同じ。）の受給権者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一百三十三条の二の二 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、前条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間）とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間」と、「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金」と、同条第三項中「老齢厚生年金の受給権者」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく老齢厚生年金（第一号

厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。) の受給権者」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第一百三十六条中「政府」を「政府等」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第一百三十八条第五項中「場合」の下に「(設立事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合その他の設立事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合を含む。)」を加える。

第一百四十二条第一項中「第八十六条から第八十九条まで」を「第八十六条、第八十七条、第八十八条及び第八十九条」に改める。

第一百六十三条の三第一項中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金(第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。)の受給権者」に改め、「加給年金額」という。)」の下に「又は第四十四条の三第四項に規定する加算額(以下この項において「繰下げ加算額」という。)」を加える。

第一百六十四条第一項中「政府」を「政府等」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条第二項

中「第八十六条から第八十九条まで」を「第八十六条、第八十七条、第八十八条及び第八十九条」に改める。

第一百六十九条中「又は第九十一条」を「又は第九十一条第一項」に改める。

第一百八十条の二の見出しを削り、同条の前に見出として「（政令への委任）」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第一百八十条の三 この章に定めるもののほか、二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢年金給付の額の計算及びその支給停止その他この法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第二条の二の次に次の二条を加える。

（適用事業所に関する経過措置等）

第二条の三 私立学校教職員共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされる私立の幼稚園を設置する者（法人を除き、その設置する一の幼稚園において常時使用する従業員の数が五人未満であるものに限る。）は、この法律の適用については、当分の間、第六条第一項第二号に規定する法人とみなす。

2 適用事業所に使用されない七十歳未満の者であつて、第二条の五第一項第二号又は第三号に規定する組合員であるものは、この法律の適用については、当分の間、第九条に規定する適用事業所に使用される七十歳未満の者とみなす。

3 前項の規定により適用事業所に使用される七十歳未満の者とみなされた者を使用する事業所の事業主は、この法律の適用については、第六条に規定する適用事業所の事業主とみなす。

附則第四条の二に次の一項を加える。

3 国家公務員共済組合法第七十二条第二項の規定により同法による長期給付に関する規定の適用を受けない同項に規定する職員は、第九条及び第十条第一項の規定にかかるわらず、被保険者としない。

附則第四条の三第一項及び第四項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条第五項中「又は共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者となつたとき」を削り、同条に次の一項を加える。

10 第二号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者に係る事業主については、第三項及び第六項から第八項までの規定は、適用しない。

附則第七条の二の見出し中「組合員又は加入者であつた期間」を「他の被保険者の種別に係る被保険者

であつた期間」に改め、同条第一項中「国民年金法附則第七条の五第二項に規定する組合員又は加入者であつた期間につき」を「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて、」に、「者についての当該組合員又は加入者であつた期間」を「ものの被保険者であつた期間」に、「当分の間、当該共済組合又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団」を「各号の厚生年金被保険者期間に応じ、第二条の五第一項各号に定める者」に改め、同条第二項中「前項の場合に」を「第一号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間を有する者に係る第一項の規定による確認に関する処分について」に、「組合員若しくは加入者であつた期間」を「厚生年金保険の被保険者であつた期間」に、「組合員又は加入者であつた期間」を「厚生年金保険の被保険者であつた期間」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間を有する者であつて、第四十二条、第四十七条第一項、第四十七条の二第一項、第四十七条の三第一項、第五十二条第四項、第五十四条第二項ただし書、第五十五条第一項、第五十八条第一項、次条第一項、附則

第八条又は第十三条の四第一項の規定の適用を受けようとするものの保険料納付済期間（第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に係るもの）を除く。）、保険料免除期間及び合算対象期間（国民年金法附則第七条第一項に規定する合算対象期間をい、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に係るもの）を除く。）については、当分の間、厚生労働大臣の確認を受けたところによる。

3 第九十条第一項及び第三項から第五項まで、第九十一条の二並びに第九十一条の三の規定は、第一号

厚生年金被保険者期間を有する者に係る第一項の規定による確認に関する処分について準用する。

附則第七条の二に次の一項を加える。

5 国民年金法第一百一条第一項から第五項まで及び第一百一条の二の規定は、第二項の規定による確認に関する処分について準用する。

附則第七条の二第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同項第一号中「男子」の下に「又は女子（第二号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者に限る。）」を、「第三号」の下に「及び